



# 埼玉県報

第460号  
令和5年(2023年)  
10月27日  
金曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のあらまし（文書課）

### 条例

- 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（文書課）

### 規則

- 埼玉県議会傍聴規則の一部を改正する規則（政策調査課）

### 告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 埼玉県国土利用計画の変更（土地水政策課）
- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 久喜都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県告示第1070号の取消し（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 荒川中部土地改良区の役員退任届（大里農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）

- 川越都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 所沢都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 所沢都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 羽生都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県営都市公園（北本自然観察公園）の区域変更（公園スタジアム課）
- 埼玉県立日高特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示（特別支援教育課）
- 埼玉県立川口特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示（特別支援教育課）
- 埼玉県立春日部特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示（特別支援教育課）
- 埼玉県立三郷特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示（特別支援教育課）
- 埼玉県立上尾かしの木特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示（特別支援教育課）
- 一般国道299号の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道東京所沢線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道東京所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）

## 本号で公布された条例のあらまし

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼

玉県条例第三十三号）（文書課）

### 一 趣旨

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

### 二 内容

地方自治法の一部改正に伴い、次の条例中の同法の引用部分について規定の整備を行う。

- (一) 埼玉県監査委員条例（昭和三十五年埼玉県条例第十八号）
- (二) 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年埼玉県条例第七号）
- (三) 埼玉県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十三号）
- (四) 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例（昭和五十六年埼玉県条例第四十二号）
- (五) 埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十号）
- (六) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年埼玉県条例第七号）

### 三 施行期日

令和六年四月一日

## 条 例

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をこのに公布する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

### 埼玉県条例第三十三号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県監査委員条例及び知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第一条 次に掲げる条例の規定中「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

一 埼玉県監査委員条例（昭和三十五年埼玉県条例第十八号）第四条

二 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年埼玉県条例第七号）

#### 第一条

（埼玉県公営企業の設置等に関する条例等の一部改正）

第二条 次に掲げる条例の規定中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

一 埼玉県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十三号）

#### 第十一条

二 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例（昭和五十六年埼玉県条例第四十二号）第七条

三 埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十号）第七条

（昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正）

第三条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年埼玉県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二百四十三条の二の二」を「第一百四十三条の二の八」に改める。

（知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第四条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改める。

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

## 規則

埼玉県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月二十七日

埼玉県議長 立石泰広

### 埼玉県議会規則第一号

埼玉県議会傍聴規則の一部を改正する規則

埼玉県議会傍聴規則（平成四年埼玉県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

2 前項に定めるもののほか、親子傍聴室を設け、その運用方法については、議長が別に定める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百四十五号

東秩父村における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

東秩父村	調査を行つた者 の名称	調査を行つた時 期	調査を行つた成 果の地 区	調査を行つた年 月 日 認 證
令和四年度	令和三年度	令和二年度	地籍図二十六枚	地 籍 簿 一 冊 御堂の一部)
地籍簿 一冊	御堂の一部)	御堂一地区(大字 御堂の一部)	御堂一地区(大字 御堂の一部)	年 月 日 認 證
二十四日	二十四日	令和五年十月 二十四日	令和五年十月 二十四日	年 月 日 認 證

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百四十六号

川口市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

川 口 市	調査を行った 者 の 名 称	調査を行った 時 期	成 果 の 名 称	地 調 査 を行 つた 区	年 認 月 日 証
令 和 四 年 度			図 十九 枚 街 区 境 界 調 査	街 区 境 界 調 査	
簿 一 冊				横 曾 根 一 地 区 (飯 塚 四 丁 目、 飯 原 町)	
					令 和 五 年 十 月 二 四 日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百四十七号

川口市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）

第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

調査を行った 者 の 名 称	調査を行った 時 期	成 果 の 名 称	調査を行った 地 区	年 認 月 日 証
川 口 市	令 和 四 年 度	街区境界調査 図二十二枚 街区境界調査 簿一冊	横曽根二地区 （飯塚二丁目 の一部、飯塚三 丁目）	令和五年十月 二十四日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百四十八号

川口市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）

第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

川 口 市	調査を行った 者 の 名 称	調査を行った 時 期	成 果 の 名 称	地 調査を行った 区	年 認 月 日 証
令 和 四 年 度			街区境界調査 図二十五枚 街区境界調査 簿一冊	中央五地区（栄 町一丁目、本町 二丁目）	令 和 五 年 十 月 二 四 日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百四十九号

川口市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）

第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

調査を行った 者 の 名 称	調査を行った 時 期	成 果 の 名 称	地 調 査 を行 つた 区	年 認 月 日 証
川 口 市	令 和 四 年 度	図九枚 街区境界調査 簿一冊	中央七地区（幸 町三丁目の一 部）	令 和 五 年 十 月 二 四 日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百五十号

東松山市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

調査を行った者 の名 称	調査を行った時 期	成 果 称 の 名 称	地 区 調 査 を行 つた 年 月 日 認 證
東 松 山 市	令 和 四 年 度	図七枚 街区境界調査 簿一冊 街区境界調査	東松山十六地 区（材木町、日 吉町の各一部）
			令和五年十月 二十四日

## 埼玉県告示第千二百五十一号

告 示

埼玉県国土利用計画の全部を令和五年十月十三日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第七条第九項において準用する同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

## 別紙

### 埼玉県国土利用計画

#### 前文

埼玉県国土利用計画（以下「本計画」という。）は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、埼玉県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関し基本的な事項を定め、総合的かつ計画的な県土利用を進めるための行政上の指針となる計画である。

また、市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）及び埼玉県土地利用基本計画の基本となるものである。

#### 第1 県土の利用に関する基本構想

##### 1 県土利用の基本理念

県土は、現在及び将来における県民のための限られた財産であり、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤である。したがって、県土の利用は、公共の福祉を優先させ、県民の健康で文化的な生活環境の確保及び地域の特性に応じた発展を進めながら、総合的かつ計画的に行うものとする。

本計画では、本県の最大の課題である超少子高齢社会への対応と喫緊の課題である災害・危機管理対応などに県土の利用面から取り組み、「あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会である『日本一暮らしやすい埼玉』」の実現を目指す。

##### 2 県土利用の現状

###### (1) 地勢

本県は、関東平野の中央に位置する1都6県に囲まれた内陸県であり、県土面積は国土の約1%に当たる約3,798km<sup>2</sup>で、ほぼ全域が都心から100kmの圏域に含まれる。

また、平地が多く、県土に占める平地の割合は茨城県に次いで全国で2番目に高い約61%、可住地面積の割合は大阪府に次いで2番目に

高い約6.9%となっている。

## (2) 人口・世帯数の推移

令和2年国勢調査による本県の人口は約734万人で、平成22年から令和2年までの10年間の増加率は約2.1%である。

総世帯数は約316万世帯で、平成22年から令和2年までの10年間の増加率は約11.3%であり、世帯数の増加率が人口の増加率を上回っている。このうち、単独世帯数は、約107万世帯で10年間の増加率は約3.2%である。特に65歳以上の高齢単独世帯数は、令和2年で約33万世帯になり、この10年間の増加率は約6.3%である。

## (3) 土地利用状況の推移

利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの面積及び県土に占める割合について、変更前の埼玉県国土利用計画（以下「第4次埼玉県国土利用計画」という。）で定めた基準年次（平成20年）及び令和2年の状況は、表1のとおりである。

なお、平成22年に統計調査上の要因により、「採草放牧地」は「原野」の区分に入れ「原野等」とし、「農用地」は「採草放牧地」を除き「農地」としており、本計画は、変更後の区分で策定している。

表1 利用区分ごとの県土面積の推移

区分	年	平成20年		令和2年	
		面 積(km <sup>2</sup> )	構成比(%)	面 積(km <sup>2</sup> )	構成比(%)
農用地	農地	816	21.5	743	19.6
	採草放牧地	814	21.4	741	19.5
		2	0.1	2	0.1
森林		1,217	32.1	1,199	31.6
原野		0	0.0	0	0.0
水面・河川・水路		191	5.0	191	5.0
道路		328	8.6	342	9.0
宅地	住宅地	733	19.3	790	20.8
	工業用地	499	13.1	541	14.2
	その他の宅地	46	1.2	47	1.3
		188	5.0	202	5.3
その他		512	13.5	533	14.0
合計		3,797	100.0	3,798	100.0

注 県土面積の合計は、平成22年3月1日に行われた深谷市と群馬県太田市との境界変更以降、3,798 km<sup>2</sup>となっている。

### 3 基本的条件の変化

本計画では、次のような基本的条件の変化を考慮する。

#### (1) 人口減少と社会経済状況の変化

少子化などにより、本県の人口は令和2年以降に減少に転じる一方、世帯数については単独世帯の増加などにより令和12年頃まで増加するものと予測される。このため、都心に近く利便性の高い地域では、住宅地をはじめとする新たな土地需要が見られるが、それ以外の地域では、市街地の人口密度の低下や空洞化する中心市街地、虫食い状に発生する未利用地や空き家、所有者不明土地などの増加により、土地利用効率の低下が懸念される。現在、県南部の人口は増加傾向にあるものの、秩父地域及び県北部の人口は既に減少に転じており、人口の地域的な偏在が進行している。特に郊外では住民の減少による地域コミュニティの衰退が懸念されている。

また、本県の65歳以上の高齢者は、令和12年には約206万人、令和22年には約230万人まで増加し、県民の3人に1人が高齢者となる見込みである。

さらに、本県の75歳以上の後期高齢者は、いわゆる団塊の世代の高齢化に伴い、平成27年から令和12年までの15年間で約1.6倍の約128万人に増加すると見込まれる。この間の後期高齢者の増加率は全国で最も高く、社会に与える影響の大きさなどを考えると、異次元の高齢化とも呼べる状況を迎えている。

一方、本県は、首都機能の重要な一翼を担うとともに、日本の人口の3分の1を占める首都圏の中心に位置し、高速道路や鉄道といった広域交通網の充実により、首都圏の巨大なマーケットに直結している。日本を代表する研究機関などが集積し、高度な技術を有する人材に恵まれるなど、産業集積や新産業・新技術創出の優位性が首都圏の中でも高いと考える。

さらには、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の県内全線開通により、産業適地としての本県の立地優位性はますます高まっている。特に、圏央道及びこれに接続する高速道路のインターチェンジ周辺や主要幹線道路沿線で、新たな工業用地などの需要が見込まれる。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機にデジタル技術が飛躍的に拡大し、WEB会議やテレワークなど新たな働き方・住まい方を踏

また土地利用の視点も必要となる。

このような人口減少と社会経済状況の変化は、全体として開発圧力を弱め、未利用地や空き地、所有者不明土地などの増加をもたらす一方、空間的余裕を生み出す側面もある。本県は、地域によって住宅地や工業用地などの都市的土地利用の需要も見込まれることから、土地需要の調整や効率的利用が必要である。

## (2) 災害の激甚化・頻発化と新興感染症の発生

台風や豪雨による時間雨量50mmを超える降雨の回数は、年々増加傾向にあり、平成8年から平成28年までの20年間で、発生頻度は2倍に増加している。令和元年東日本台風など排水施設の能力を超える豪雨により、身近な河川の氾濫や街中などでの内水氾濫で大きな被害が発生している。

また、日本は世界でも有数の地震大国であり、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の巨大地震をはじめ、毎年のように大きな地震災害に見舞われている。人口と資産が集中する首都圏における大地震の発生も懸念される中で、安心・安全に対する県民の要請が高まっている。

このような自然現象による被害を未然に防ぐことは極めて困難である。このため、被害を最小限にとどめる「減災」の観点から、災害リスクを低下させる土地利用への誘導、県民への防災・減災情報のきめ細やかな提供の必要性が高まっている。

また、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延は、市民生活や社会経済活動の在り方そのものに多大な影響を与えたが、こうした新たな脅威への対応が必要である。

## (3) 都市化の進展と気候変動・自然環境

本県の可住地面積比率は県土の68.5%（令和2年10月現在）と高く、首都圏において東京都に隣接する地理特性などから都市化が進展し、農地や森林が減少している。

令和2年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃よりも

十分低く保つとともに、「1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の長期目標としている。目標達成のため、「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去を均衡させること」を掲げている。このように温室効果ガスの人為的排出と吸収を均衡（カーボンニュートラル）させた脱炭素型社会の実現が要請されている。

また、地球温暖化等の気候変動や社会経済活動の拡大に伴い、良好な自然環境の喪失・劣化と共に伴う生物多様性の損失が続いている。暮らしを支える生態系ネットワークの形成に大きな影響を及ぼしている。このため、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30 by 30目標」が掲げられている。このように、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャー・ポジティブ」の実現が要請されている。

さらに、エネルギーの海外依存リスクの高まりを受け、再生可能エネルギーの導入促進が求められる中、太陽光発電施設などの設置が進んでいるが、防災面、景観や環境への影響、使用済みパネルの廃棄等に対する懸念が顕在化している。

本県では、武蔵野の平地林や水田、あるいは河川などが良好な景観を形成するとともに、野生生物の生息・生育空間の確保など様々な機能を果たしてきた。気候変動や生態系の破壊による生物多様性の損失、身近な緑の減少などの諸課題に対応するとともに、長期的な視点に立ち、人と自然が調和することを基本に、持続可能な県土利用が必要である。

#### 4 県土利用に関する基本方針

##### (1) 県土利用の課題

県土利用を巡る基本的条件の変化を踏まえ、今後の課題を次のとおりとする。

- ア 県土は限られた財産であり、適正かつ有効に利用していくことが必要である。
- イ 台風・豪雨など激甚化・頻発化する災害、切迫する首都直下地震、新興感染症などの脅威に備えていくことが必要である。
- ウ 人口減少や高齢化の進行による社会構造の変化や地球温暖化など環境問題が顕在化する中、より良い姿で次世代に県土を引き継いでいくことが必要である。

## (2) 県土利用の基本方針

上記の課題に対して、埼玉版スーパー・シティプロジェクトなどに取り組むことにより、SDGsの基本理念に沿い、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会である「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指す。

そして、「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けて、

- ア 計画的かつ有効な県土利用
- イ 安心・安全を実現する県土利用
- ウ 人と自然が調和し、持続可能な県土利用

の3つの項目を基本方針とする。

### ア 計画的かつ有効な県土利用

県土は、現在及び将来における県民のための限られた財産であることから、「計画的かつ有効に県土利用を図ること」を基本とする。

また、開発圧力の低下により未利用地が増加していく一方、空間的余裕を生み出す側面もあることから、従来型の土地利用規制だけではなく、土地需要の調整や効率的利用など適正な土地利用への誘導策を講じていく。

農地及び森林については、農林業の生産活動の場としての役割とともに、自然空間や環境教育の場としての役割も有している。農地は、食料供給の基盤となる優良農地を確保するため、農業振興地域を定めて計画的な土地利用を図り、集積・集約化による荒廃農地の発生防止及び解消などに努める。森林は山地災害の防止や水源の涵養など多様な機能を持続的に発揮するよう整備と保全を進める。

本県の地理的優位性などにより当面増加する住宅地の需要に対しては、地域の実情に応じた土地の高度利用や未利用地、空き家、所有者不明土地などの有効利用を促進する。あわせて、郊外への市街地拡散を抑制し、都市機能や居住を中心部や生活拠点などに集積していく。

工業用地などについては、既成の工業用地などの有効利用を図り、新たに工業用地などを確保する必要がある場合は、農地や森林からの土地利用転換は慎重な配慮の下で計画的に実施し、地域に貢献できる産業団地の整備を行う。

#### イ 安心・安全を実現する県土利用

安心・安全な県土を実現する県土利用の観点からは、全関係者が協働して対処する埼玉版流域治水をはじめ、災害に対する地域特性を踏まえ、「防災・減災」の視点に立った適正な土地利用を進めていく。

密集市街地を改善するとともに、災害リスクの高い地域の土地利用を適切に制限し、災害の特性や地域の状況などに即した建築物の用途や構造となるよう配慮する。浸水想定区域や土砂災害警戒区域の公表などを通じて高齢者施設や公共施設はリスクの少ない土地利用への誘導を図る。

また、本県は関東の中心に位置し7つの都県と県境を接していることから、大規模地震などの広域災害時には、避難の受け皿や応援・受援の拠点として重要な役割を担っており、緊急輸送道路などの確保が重要となる。

さらに、被災後の速やかな復旧・復興を果たすため、県土強靭化の取組を推進する。農地の持つ保水及び遊水機能、森林の持つ水源涵養機能を生かしつつ、都市における雨水貯留機能を高め、河川管理施設などと併せて水系の総合的管理の向上を図り、県土の安全性を高める。

また、県民生活の安心・安全を確保する観点から安全保障上重要な施設周辺などでは、関係法令に基づき国が行う土地利用状況の把握などに協力していく。

#### ウ 人と自然が調和し、持続可能な県土利用

人と自然が調和する県土利用の観点からは、土地の利用や管理を通じて生活環境と自然環境が調和する関係をつくり出すとともに、広域的な生態系ネットワークを形成し、豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ計画的な土地利用を進めていく。

本県は、首都圏にあって重要な都市機能を担う一方、秩父や武蔵野の貴重な自然や見沼田圃、三富新田などに代表される豊かな田園風景が残されており、都市的な魅力と、水と緑に恵まれたゆとりある田園の魅力をそれぞれ高めていくことが重要である。

持続可能で住み続けられるまちの実現のためには、市町村や民間企業などと共に、都市機能の集積や居住機能の誘導に向けた効率的なまちづくりなど、次のコンパクト・スマート・レジリエントの3つの要素を兼ね備えた、持続可能なまちづくりに取り組むことが重要である。

(ア) コンパクト（必要な機能が集積し、ゆとりある魅力的な拠点を構築）

暮らしに必要な機能がコンパクトに集積した拠点を生かし、地域固有の歴史、文化に彩られたゆとりのある魅力的な地域を形成するとともに、様々なコミュニティを形成し、自律した地域を構築。

(イ) スマート（新たな技術の活用などによる先進的な共助の実現）

ＩＣＴを活用した情報の可視化などにより、住民や企業等の多様な主体が協働して地域の課題を解決するとともに、エリアマネジメントなどの体制構築による様々なサービスの効率的、効果的な提供。

(ウ) レジリエント（誰もが暮らし続けられる持続可能な地域を形成）

多様な主体が協働して地域の見守り等の支援を行い、安心できる生活環境を継続的に提供するとともに、災害発生状況の可視化や非常時の地域でのエネルギー融通などにより、地域のレジリエンスを向上。

農地は担い手の育成・確保に努めるとともに、農地の集積・集約化や法人化の推進により競争力の強化を図り、保全を図る。森林は県産木材の利用を促進し、施業の集約化などによる林業の経営基盤の強化を図り、整備・保全に努める。

自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラや生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の取組などによって、地域社会の課題の解決を図ることが重要である。

また、人口減少下において、人口集積度など地域の実情に応じて管理水準や手法を選択するなど適正な管理を維持するとともに、これを好機と捉え自然環境との共生を進めることにより、美しい県土を守り次世代に継承していく。

## 5 利用区分別の県土利用の基本方向

「県土利用に関する基本方針」に基づき、農地、森林、宅地などの利用区分別の県土利用の基本方向は次のとおりとする。

### (1) 農地

農地については、県民の豊かな食生活を支える食料供給、生活環境上の緑地、生物多様性の保全、保水及び遊水など農林業・農山村の有す

る多面的機能が十分に発揮されるよう、周辺の土地利用との総合的な調整を図りつつ、その保全を図る。また、環境への負荷の低減に配慮した農業生産を推進する。

特に、本県は全国的に見ても野菜などの主要な供給地となっていることから、都市近郊としての条件を生かした多彩な農業を展開し、新鮮な農産物を安定供給できるよう、計画的な土地利用により優良農地の確保を図る。

さらに、農業基盤整備を計画的に実施し、農地の高度利用などを促進するとともに、スマート農業技術の開発・実証・普及や農業経営の法人化の推進、大消費地と近接している利点を生かした販路の拡大により、県産農産物の生産性と収益性を高める。

また、新規就農者への支援強化や次代を担う就農者の確保・育成を図るとともに、農業参入を希望する企業への支援を実施する。

こうした取組などを進めることにより、新たな荒廃農地の発生を抑え、農地の維持を図る。

## (2) 森林

森林については、林産物の供給をはじめ、山地災害防止や土壤保全、水源の涵養、生物多様性保全など多面的機能を有している。奥地森林など林業経営が成り立ち難い人工林については、針広混交林化や広葉樹林化を目指した公的整備を推進し、水源涵養などの公益的機能の発揮を図る。

特に、高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の生息・生育に重要な地域、優れた自然の風景地などは、維持すべき地域を適切に保全する。

一方、自然条件や社会条件の良い森林については、スマート林業や施業の集約化の推進、林道などの整備や高性能林業機械の導入などとともに、安定的な供給体制の整備や公共施設などにおける利用の推進により県産木材の利用の拡大を図り、「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用を推進する。

また、里山については、その周辺の農地や集落と一体的に形成される良好な生活環境を確保するため、周辺の土地利用に配慮しつつ、自然と文化が共存する貴重な緑地空間である平地林の整備と保全を図る。

美しい景観を有し、自然とのふれあいや癒しの場として高い機能を持つ森林については、森林環境教育、県民参加による活動やレクリエーションの場として総合的な利用を図る。

### (3) 原野等

原野等については、生態系及び自然景観の観点から保全を基本とし、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

### (4) 水面・河川・水路

水面については、水資源の確保、災害の防止、自然環境の保全などの観点から、極力その保全を図る。また、治水機能を向上させるとともに、安定した水の供給や、親水機能を有するため、環境の保全、地域住民の生活などに配慮しつつ、必要な水面の確保を図る。

河川については、河川改修を推進するとともに、都市化に伴う雨水浸透機能や保水及び遊水機能の低下を防止するため、土地利用に応じた雨水流出抑制対策や流出抑制機能の保全を進める。また、浸水地域における安全性を確保するため、河道、排水機場などの整備に必要な用地の確保を図る。

水路については、計画的な補修・更新などを行うことにより、老朽化が進んだ農業水利施設の適切な保全管理を図る。

なお、水面・河川・水路については、市町村や民間事業者などと連携した水辺空間の利活用を促進する。また、その整備に当たっては、治水及び利水機能、多様な生物の生息・生育環境に必要な水量や水質の確保を図るとともに、グリーンインフラやEco-DRRの考え方を踏まえ、自然や親水機能の保全・創出に配慮する。

### (5) 道路

道路については、良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、高速道路、地域高規格道路、インターチェンジにアクセスする道路などの幹線道路から生活道路に至る体系的な道路網を形成する。

また、交通の安全性と円滑化を確保するため、通学路の歩道整備、交差点の右折帯整備に必要な用地の確保を図る。

あわせて、施設の適切な維持管理・更新により、既存用地の持続的な利用を図る。整備に当たっては、道路の安全性、快適性などの向上を

図り、多重性・代替性を確保することで防災性を高める。さらに、上下水道、ガス、電気などの公共・公益施設の収容、災害防止など、道路の多面的機能を確保するとともに、希少な動植物の保全や自然環境への影響を少なくするための工法を採用するなど環境の保全にも十分配慮する。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上、農地や森林の適正な維持管理及び農山村の生活環境の改善のため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。また、整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

#### (6) 宅地

宅地については、持続可能な地域形成に向けて、郊外への市街地拡散を抑制するとともに、市街地においても都市機能や居住を中心部や生活拠点などに集積していく。

古くから形成された住宅地及び空き地や空き家などの発生が予想される地域においては、空き地や空き家などの適切な管理や高齢者の生活利便性の確保、防犯・防災対策を講じた良好な居住環境の整備により、未利用地の有効活用を促進する。

##### ア 住宅地

住宅地については、豊かな住生活の実現や秩序ある市街地形成の観点から、良好な居住環境の整備を図る。災害リスクの高い地域での整備を適切に制限するとともに、新たな住宅地は、都市基盤の不十分な地域への拡散を抑制し、適正な規模で市街地に誘導する。市街地周辺の住宅地においては、農業的土地利用や自然環境との調和を図りながら地域コミュニティの維持に努める。

なお、住宅地の整備に当たっては、地形や地質、居住形態の疎密の度合いといった災害に対する地域の自然的・社会的特性を踏まえ、ハード面とソフト面が一体となった総合的な対策を講じる必要がある。

また、身近な緑は暮らしにゆとりと安らぎをもたらすため、緑地の保全と創出に努める。特に市街地においては、土地利用の高度化と未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保や道路整備など、安全性の向上とゆとりある居住環境を整備し、既存住宅地の有効活用を

図る。

#### イ 工業用地

工業用地については、産業構造の変化や工場の立地動向などを踏まえ、産業集積を進める上で必要な工業用地を確保する。その際、安全性の確保や周辺環境との調和、緑地の保全・創出などに十分配慮するとともに未利用地の有効利用を図る。

既成の市街地における工場と住宅が混在する地域では、環境改善対策や工場移転による計画的な再配置などを進める。工場跡地については、土壤汚染の調査や対策を講じ、良好な都市環境の整備などに資するよう活用を図る。さらに、工場内の緑地、水域やビオトープなどが希少な植物や水生生物等の生息・生育環境となっている場合もあるため、その保全に配慮する。

郊外における新たな工業用地の需要については、高速道路のインターチェンジ周辺や主要幹線道路沿線に、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを引き続き積極的に推進する。

また、雇用の創出をはじめとする地域に貢献できる産業団地の整備を推進する。

#### ウ その他の宅地（流通業務用地、商業施設用地など）

その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、中心市街地における保育所や医療施設などの集積、商業の活性化などを進める上で必要な用地としての確保を図る。その際、周辺環境との調和や緑地の保全・創出などに十分配慮するとともに、リノベーションによる既存施設の活用や空き店舗、空き地などの有効利用を図る。

流通業務施設については、産業団地などへの誘導を原則とし、新たな商業施設については、周辺環境や高齢者の生活利便性に配慮して市街地に誘導する。

公共施設は、中心市街地への立地促進により災害時の拠点としての機能などを確保する。

#### (7) その他

公園緑地、競技場、グラウンドなどは災害時の避難場所になるなど県民生活上の重要な用地であり、周辺の土地利用に配慮して、適切な場

所に配置する。

市街地の未利用地は、宅地や商業施設として活用し、工場跡地や住宅跡地などの未利用地は、再開発用地、公園緑地、防災や自然再生のためのオープンスペースなどへの活用として再利用を図る。

また、所有者不明土地については、その発生を抑制するとともに、円滑な用地取得や有効利用を促進する。

再生可能な荒廃農地については、所有者などによる適切な管理に加え、担い手や新規就農者への利用集積、企業等の参入など、多様な主体の直接的・間接的な参画などにより、農地としての活用を積極的に促進する。ただし、既に森林化し農地としての復元が不可能で農地に該当しないと判断されたものについては、森林としての管理を行う。

## 第2 県土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

### 1 県土の利用区分ごとの規模の目標

「国土利用に関する基本方針」及び「利用区別の国土利用の基本方向」に基づく規模の目標は、次のとおりとする。

#### (1) 目標年次及び基準年次

本計画の目標年次は令和15年とし、基準年次は令和2年とする。

#### (2) 目標年次における人口及び世帯数

国土の利用に関して基礎的な前提となる人口と世帯数は、令和15年において、それぞれ約709万人、約322万世帯と予測する。

#### (3) 県土の利用区分

国土の利用区分は、国土利用計画（全国計画）の区分に即して、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の地目別区分とする。

#### (4) 目標面積の定め方

国土の利用区分ごとの規模の目標には、過去から現在までの国土利用の変化の状況及びその推移から目標年次における規模を推計し、定め

るものとする。

なお、推計に当たっては、県の将来推計人口などの社会情勢の変化の予測や県の各分野の計画などを勘案した。

#### (5) 利用区分ごとの規模の目標

県土の利用区分ごとの規模の目標は、表2のとおりである。これらの数値については、今後の経済社会の不確実さなどに鑑み、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表2 県土の利用区分ごとの規模の目標

区分	令和2年		令和15年	
	面積(km <sup>2</sup> )	構成比(%)	面積(km <sup>2</sup> )	構成比(%)
農地	741	19.5	702	18.5
森林	1,199	31.6	1,190	31.3
原野等	2	0.1	2	0.1
水面・河川・水路	191	5.0	191	5.0
道路	342	9.0	345	9.1
宅地	790	20.8	809	21.3
住宅地	541	14.2	551	14.5
工業用地	47	1.3	50	1.3
その他の宅地	202	5.3	208	5.5
その他	533	14.0	559	14.7
合計	3,798	100.0	3,798	100.0

#### ア 農地

農地は、宅地などへの土地利用転換の需要が低下すると推測され、農地の減少率は鈍化すると見込まれる。そこで、都市的土地区画整理事業との調整を図りつつ、荒廃農地解消の取組及び発生抑制などを図り、令和15年の目標を702km<sup>2</sup>とする。

#### イ 森林

森林は、宅地や道路などの都市的土地区画整理事業への転換が小規模になることが推測され、森林の減少傾向は鈍化すると見込まれる。さらに、平地林をはじめとする森林の保全への取組を図り、令和15年の目標を1,190km<sup>2</sup>とする。

特に利用期を迎えた人工林について「伐って・使って、植えて、育てる」ことにより、県産木材の利用拡大を通じた森林資源の循環利用を進める。

#### ウ 原野等

原野等は、開発により大きく減少する見込みがないこと及び原野を構成する草地などは生態系保全の上でも重要で一定の保全を図る必要があることから、令和15年の目標は令和2年と同程度の2km<sup>2</sup>とする。

#### エ 水面・河川・水路

水面面積はダムなどの水資源開発施設の整備計画がないことから横ばい、河川面積は河川整備計画に基づく改修整備により増加、水路面積は農地の減少に伴い減少傾向と見込まれる。

このため、令和15年の水面・河川・水路面積の目標は、令和2年と同程度の191km<sup>2</sup>とする。

#### オ 道路

道路は、幹線道路から生活道路に至る体系的な道路網の整備を計画的に進めていくことを踏まえ、令和15年の目標を345km<sup>2</sup>とする。

#### カ 宅地

宅地の面積は、住宅地、工業用地及びその他の宅地を合計し、令和15年の目標を809km<sup>2</sup>とする。

また、県内への企業誘致を進めるため、高速道路のインターチェンジ周辺や主要幹線道路沿線での計画的な産業基盤づくりを積極的に推進し、業務用地の確保を図る。

(ア) 住宅地

住宅地は、人口が令和2年以降に減少へ転じ、世帯数は当面増加傾向が継続するが令和12年以降に減少に転じる見込みであり、令和15年の目標を $5\text{ }5\text{ }1\text{ km}^2$ とする。

(イ) 工業用地

工業用地は、県南部を中心に減少傾向である。しかし、立地の優位性が高いと考えられる圏央道及びこれに接続する高速道路のインターチェンジ周辺や主要幹線道路沿線などへの産業誘致の成果を見込み、令和15年の目標を $5\text{ }0\text{ km}^2$ とする。

(ウ) その他の宅地（流通業務用地、商業施設用地など）

その他の宅地は、圏央道など道路交通網の充実に伴う流通業務施設や事務所などの立地により増加が見込まれる。そこで、令和15年の目標を $2\text{ }0\text{ }8\text{ km}^2$ とする。

キ その他

その他は、アからカまでに掲げたもの以外の土地であり、その主なものは、鉄道、公園、野球場、上下水道、ごみ処理場、墓地、基地、遊園地、未利用地などである。その他の令和15年の目標は、他の利用区分の動向を踏まえて、 $5\text{ }5\text{ }9\text{ km}^2$ とする。

## 2 地域別の概要

(1) 地域区分の考え方

本県では、都心からの距離ごとに土地利用に関する課題に異なる傾向が見られる。このため、地域の区分は、都心からの距離を基本とし、更に自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、県南ゾーン、圏央道ゾーン、県北ゾーンの3ゾーンとする。

それぞれのゾーンの範囲は、表3のとおりである。

表3 本計画におけるゾーン区分

地域区分	市町村名
県南ゾーン	さいたま市、川口市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、吉川市、ふじみ野市、三芳町、松伏町（16市2町）
圏央道ゾーン	川越市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、宮代町、杉戸町（20市12町1村）
県北ゾーン	熊谷市、秩父市、本庄市、深谷市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、美里町、神川町、上里町、寄居町（4市8町）

### (2) 目標年次における地域別的人口

令和15年における地域別的人口は、県南ゾーンでは約405万人、圏央道ゾーンでは約251万人、県北ゾーンでは約53万人と予測する。

また、令和15年における地域別の世帯数は、県南ゾーンでは約184万世帯、圏央道ゾーンでは約114万世帯、県北ゾーンでは約24万世帯と予測する。

### (3) 地域別の土地利用の基本方向

地域別の土地利用に当たっては、「県土利用に関する基本方針」を踏まえ、地域の特性に応じた持続可能な地域形成を実現する土地利用を図る。その際、市町村間や地域間の交流・連携を促進することにより活力ある土地利用を行う。

#### ア 県南ゾーン

県南ゾーンは、東京の影響を受けやすく、早くから都市化が進行した地域である一方で、貴重な緑地空間である農地が多く残っている。

人口密度が高いことを踏まえた大規模な地震などに対する防災機能を向上させるとともに、防災上課題のある住宅密集地は、道路整備や公園緑地などのオープンスペースの確保を進めるなど、改善を図る。

安心・安全で快適な住環境の向上を図るとともに、都市としての生活利便性を維持するため、都市機能や居住を中心部や生活拠点などに集積していく。

また、都市近郊の立地条件を生かした収益性の高い農業の推進により、農地の有効活用を図るとともに、農業体験や都市住民との交流の取組などにより、見沼田圃や三富新田などの優れた歴史的景観の保全を図る。都市及びその周辺では、身近な緑である平地林の保全を図る。

新たな工業用地などの需要に対しては、高速道路のインターチェンジ周辺や主要幹線道路沿線の地域に誘導し、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、乱開発の抑止に努める。

#### イ 圏央道ゾーン

圏央道ゾーンは、武蔵野の平地林などの緑豊かな自然環境に恵まれており、都市と田園が共存しており、圏央道の整備により一層の発展が期待される地域となっている。

市街地周辺の宅地と農地が混在する地域においては、地域の実情に応じて、都市機能や居住を中心部や生活拠点に集積し、水害などに対する防災機能の向上を図るなど、計画的かつ適切な土地利用を図る。

農業的利用が主な地域は、農地の担い手への面的なまとまりのある形での利用集積を進めるとともに、農業基盤整備を計画的に実施することにより生産性を高め、農地の有効活用を図る。

農業体験や都市住民との交流の取組などにより、三富新田などの優れた歴史的景観の保全を図る。

高速道路や主要幹線道路の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の

活力を高める。

工業用地などの開発需要については、高速道路のインターチェンジ周辺や主要幹線道路沿線の地域に誘導する。工業用地などの誘導に当たっては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、県及び関係市町村が連携して沿線地域の乱開発による環境悪化の抑止に努める。

#### ウ 県北ゾーン

県北ゾーンは、潤いのある自然環境や歴史・伝統などの特徴的な地域資源が多く残されている地域である。

農業的利用が主な地域は、農地の担い手への面的なまとまりのある形での利用集積を進めるとともに、農業基盤整備を計画的に実施することなどにより生産性及び収益性を高めて担い手を確保し、農地を保全する。

秩父周辺は、緑豊かで雄大な自然環境をはじめ多くの観光資源に恵まれており、県内有数の観光地であるが、その地域特性から大雪や土砂災害などに対する防災機能の向上を図る必要がある。林業の生産性向上と県産木材の利用拡大などにより林業の振興を図るとともに、間伐の実施、都市住民などと連携した県民参加の森づくりを進め、水源涵養など多様な森林の機能の維持・向上を図る。

中心市街地の活性化を図るとともに、地域の実情に応じて、都市機能や居住を中心部や生活拠点に集積し、計画的かつ適切な土地利用を図る。

農産物加工体験や観光農園など、多彩なツーリズムの推進や地元農産物を活用した農産加工品の開発など、地元市町、商工団体及びNPOなどの取組と連携・協働して活性化を図る。また、生活を支える路線バスの維持・確保や施設・機能の集約などにより市街地周辺の既存集落や農山村部の地域コミュニティを維持する。

新たな工業用地などの開発需要に対しては、高速道路のインターチェンジ周辺や主要幹線道路沿線の地域に誘導する。工業用地などの誘導に当たっては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、沿線地域の乱開発の抑止に努める。

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域を取り巻く自然や社会、経済文化的諸条件を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要がある。「第2 県土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要」を実現するため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、県などは、各種の規制措置、誘導措置を通じた総合的な対策の実施を図る。

また、土地利用に係る様々な計画を策定する市町村と連携・協働し、適切な役割分担の下、本計画との連動を図る。

なお、本計画は、国、県、市町村などの公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学識経験者などの多様な主体の活動により実現される。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき、実施されるものである。

## 1 措置の概要

### (1) 計画的かつ有効な県土利用の促進

#### ア 利用区分別の有効利用の促進

県土は限られた資源であることを踏まえ、有効利用に努めるとともに、新たな土地利用に当たっては、適正な規模と場所に誘導する必要がある。

#### (ア) 農地

農地については、農地中間管理機構などを活用して、面的なまとまりのある形での利用集積・集約化を進めるほか、ほ場、かんがい施設や農道などの農業基盤整備を計画的に実施することにより生産性を高め、農地として継続できるよう支援する。また、水路などの管理を地域コミュニティで支える取組を推進する。

農業の競争力を強化するため、地産地消の取組や6次産業化及びブランド化を支援するとともに、販路拡大を推進し、輸出を促進する。

農業の担い手を確保するため、農業大学校などによる次代を担う新規就農者の確保・育成を図るとともに、新規就農者への支援を強化する。

さらに、スマート農業技術の普及、優良種子の生産体制の確立など産地を支える戦略的研究を実施する。また、高病原性鳥インフルエ

ンザなどの家畜伝染病が発生した場合に、埋却地として適切かつ円滑に利用できるよう配慮する。

利用度の低い農地については、法人などによる農業への新規参入の促進や、不作付地の解消、裏作作付の拡大などにより、有効利用を推進する。

市街化区域内農地については、農産物の供給のほか、緑地や防災空間などの多様な役割を發揮する貴重な空間であることから、営農が継続されるように生産緑地の保全に取り組み、良好な都市生活環境に資する空間として有効利用を図る。

#### (イ) 森林

森林については、手入れの遅れた奥地人工林の針広混交林化や、伐期を迎えた人工林の「伐って・使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を進め、森の若返りを図ることで、持続可能な森林管理を推進する。さらに、公共施設や民間住宅への県産木材の利用拡大に努め、森林の循環利用を推進する。

林業振興のため、スマート林業技術の導入・普及や森林の団地化・施業の集約化を推進するとともに、林道などの整備や高性能林業機械の導入を進める。

また、担い手を確保・育成するため、経営改善に取り組む林業事業体への支援や人材育成などを通じた技術力の向上を図る。

さらに、森林環境譲与税を活用した都市と山村の連携による森林の整備と保全を進め、森林整備や木材利用を促進する。

美しい景観や自然とのふれあいの場として身近な緑の保全・創出を図るため、ふるさとの緑の景観地などの地域制緑地の指定、緑のトラスト運動などを進め、都市と山村の連携や県民参加による森づくりを推進していく。

#### (ウ) 原野等

本県における原野等は主に採草放牧地から構成されており、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を進める。

貴重な自然環境を形成しているものは保全していく。

#### (エ) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、水資源施設の適切な管理運営、生活排水処理施設の整備などにより水質の浄化を進め、生態系の維持などに必要な水量を確保するとともに、水質を監視する。

特に、河川については、河川改修や調節池、下水道雨水幹線、都市下水路などにより浸水被害の軽減を図るとともに、雨水の河川への流出抑制対策として、雨水貯留浸透施設などの整備を進め、浸透機能や保水機能を確保していく。施設の整備に当たっては、地域の景観や生態系の維持に配慮する。

また、民間事業者などのアイデアやノウハウを基に、河川や調節池において水辺空間を利用したカフェやイベントスペースなどを創出する。

#### (オ) 道路

道路については、幹線道路の未整備区間（ミッシングリンク）を解消して道路網の多重化を図るとともに、電線類の地中化や屋外広告物の適正化などによる震災時における避難路、緊急輸送道路の確保や歩道におけるバリアフリー化を図る。

また、街路樹などの適正な維持管理による良好な景観の形成を図る。

さらに、鉄道との立体交差化や鉄道高架事業の実施、交差点改良、歩道及び自転車レーンの設置やまちづくりとの連携により快適かつ安心・安全な道路空間の整備を図る。

#### (カ) 宅地

##### a 住宅地

住宅地については、総合的な災害対策を推進するとともに、テレワークなど新たな働き方やライフスタイルの多様化に対応した居住空間の整備を推進する。

市街地においては、省エネルギー住宅、長寿命化住宅、高齢者向け住宅などの普及や既存住宅の耐震化を行うとともに、教育文化施設、医療施設、福祉施設など利便性の高い施設を整備し、居住を誘導する。

特に、中心市街地では、市街地再開発事業などを促進して高度かつ複合的な土地利用を図り、高齢者や障害者にも配慮したやさしいまちづくりを推進する。

さらに、既存住宅の流通市場を活性化させるため、空き家などを含む既存住宅の有効利用を図る。特に、空き家は、空き家バンクの運営や倒壊の危険がある空き家の除却などを進める市町村の取組を支援する。

新たな住宅地については、住宅需要の実態を踏まえ、市街地に誘導することで、都市基盤の不十分な地域への拡散を抑え、農地・森林などからの転用を抑制する。また、公共施設などの立地により住宅などを災害リスクの低い地域へ誘導し、安心・安全な住環境の形成を図る。

b 工業用地

工業用地については、本県の立地優位性や工場の立地動向などを踏まえ、戦略的かつ総合的な産業基盤整備を促進する。県内への企業立地ニーズに対応し、地域振興や新たな雇用の創出につながる質の高いかつ低コストの産業団地整備を計画的に進める。

なお、圏央道ゾーン及び県北ゾーンなどで、今後、開発の進展が見込まれる地域は、関係市町村との連携により乱開発抑止対策を講じることで、豊かな自然や景観、農地や森林との調和を図りながら産業基盤の整備を進める。

c その他の宅地（流通業務用地、商業施設用地など）

市街地の再開発などによる土地利用の高度化、災害リスクの高い地域への立地抑制及び諸施設の中心部への集積化など、人々の暮らしを支える場としての都市機能を充実させるための土地利用を推進する。

特に中心市街地では、保育所、図書館、店舗などの生活に密着した施設整備を中心とする市街地再開発事業などを促進して、高齢者や障害者にも配慮しつつ高度かつ複合的な土地利用を図り、やさしいまちづくりを目指す。

流通業務施設については、産業団地などへの誘導を原則とし、大規模商業施設などの立地については、中心市街地の空き店舗や高齢者の増加、さらには周辺環境への配慮から商業地域などへの立地を誘導し、市街化調整区域などへの立地は抑制する。

公共施設や公園緑地を適切に配置し、災害時の避難場所や地域のコミュニティの交流の場を創出し、周辺の景観や環境の向上を図る。

(キ) その他

公園などの公共用地については、既存施設の利用状況、人口や経済動向など社会的条件等を考慮して、有効かつ高度な利用が図られるよう適正な整備に努める。

再生可能な荒廃農地については、所有者などによる適切な管理に加え、担い手や新規就農者への利用集積、企業等の参入など、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進などにより、農地としての活用を積極的に促進する。また、地域の実情に応じ、市民農園、学校ファーム、菜の花やコスモスなどの景観形成作物の植栽といった活用を促進する。

市街化区域内の未利用地については、立地適正化計画による市街地の中心部や生活拠点への居住・施設誘導、地区計画などの都市計画制度の活用による空き地の宅地化や高度化への誘導を図るなど、合理的かつ計画的な利用に努める。また、地域団体やN P Oなどが主体的に取り組む空き地や空き家の利用を支援し、地域の良好な環境を維持・向上させる。

所有者不明土地については、相続登記の義務化などにより発生を抑制するとともに、土地収用手続の特例による円滑な用地取得及び公園や防災倉庫などとしての有効利用を市町村などと連携しながら促進する。

イ 産業集積に必要な基盤づくり

自然、歴史、文化、産業など様々な地域資源を生かして、活力ある地域づくりを支援するため、地域の特性に応じた産業基盤整備を推進する。

新たな企業立地が見込まれる地域においては、地域特性を生かした産業集積を支援する。

今後、産業集積が予測される地域であって、特に優良農地や優れた田園景観が残る地域では、計画開発を基本に、秩序ある産業基盤づくりを推進する。あわせて、周辺の豊かな田園環境と調和した緑地の創出を図る。

ウ 土地利用転換を行う上での適正な調整

土地利用の転換を図る場合には、不可逆性と影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直しなどの適切な措置を講ずる。

特に、都市計画法第34条第11号及び第12号による区域指定制度については、良好で計画的なまちづくりという視点などを踏まえ、災害リスクを考慮して慎重に運用するものとする。

さらに、大規模太陽光発電施設など再生可能エネルギー施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災などに配慮し、適切な管理に努める。土地利用規制の観点から見て無秩序な施設立地などの課題が生じている地域においては、制度の的確な運用を通じ、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。

また、低未利用地の有効利用を最優先とすることによって、グリーンインフラやEco-DRRとして活用可能な農地や森林等からの転換を抑制することを基本とし、次の点に留意するものとする。

#### (ア) 農地の土地利用転換

農地の土地利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び自然環境などへの影響に配慮し、周辺の土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農地及び良好な営農環境が確保されるように努める。

#### (イ) 森林の土地利用転換

森林の土地利用転換を行う場合には、森林資源の計画的な利用と林業経営の安定に留意しつつ、山地災害の防止、水の確保、環境保全などに十分配慮して周辺の土地利用との調整を図る。

#### (ウ) 大規模な土地利用転換

農地や森林からの大規模な土地利用転換については、その影響が広範囲であるため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、国土の保全と安全性の確保、環境の保全と景観との調和などに配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。また、住民の意向など地域の実情

を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想などの総合的な計画、公用施設の整備や公共サービスの供給計画などとの整合を図る。

なお、ゴルフ場については、自然環境の保全及び災害防止を図るため、平成5年4月1日から新規のゴルフ場造成は行われていない。

## (2) 安心・安全を実現する県土利用の推進

### ア 埼玉版流域治水の推進

県土の安全確保と保全のため、河川改修や調節池、治山施設及び砂防施設などの整備の推進並びに排水機場などの適切な維持管理・更新による機能の保全を図る。特に治水対策は、河道や砂防関連施設の整備などを集中的に行う「防災力」とともに水害リスク情報の充実などの「減災力」も高める施策を、集水域から氾濫域にわたるあらゆる関係者が協働する「埼玉版流域治水」として推進する。

また、避難に役立つ情報の配信や、水災害リスクに備えたまちづくりのための水害リスク情報を充実させるとともに、小規模開発や既存住宅でも設置可能な雨水浸透ますなどの流域貯留浸透施設の整備や既存の土地が持つ保水力、農地が有する遊水機能を保全する土地利用を図る。施設の整備に当たっては、流域内の土地利用との調和や生態系の有する多様な機能の活用などにも配慮する。

さらに、湛水想定区域内での行為制限など適正な土地利用への誘導や地下空間への浸水対策など水災害リスクに備えたまちづくりを推進する。

### イ 防災機能の向上

危機や災害ごとのタイムラインを作成し、訓練を繰り返すことで関係機関の強固な連携を築くとともに、防災行政無線の機能強化など発災初期の情報収集能力の強化により、あらゆる危機に備える。特に、高齢者や障害者など要配慮者への支援体制の強化など住民の円滑な避難のための体制の充実を図る。

土地利用面では災害リスク情報を周知するとともに、防災拠点となる公共施設を先導的に立地することで、より安全な地域への居住などの誘導を図る。さらに、関係法令に基づいた土地利用規制区域の指定を推進するとともに、不適正な盛土などの防止対策を実施する。

また、県土の安全性を高めるため、密集市街地の改善を推進するとともに、地域の防災拠点となる公園や街路などを活用した避難地・避難路の整備や緊急輸送道路などにおける無電柱化、既存建築物の耐震化、ライフラインの多重化・多元化を推進して、防災機能の向上を図る。

#### ウ 安定的な水資源の確保などによる総合的な水利用対策

水は県土を構成する大きな要素であり、全ての県民に安全な水を供給するため、水資源を安定的に確保することは重要である。このため、ダムや堰などの水資源開発施設の整備により水源を確保するとともに、河川や地下水などの水質の保全と監視などにより、水道水の安全性を維持する。

また、将来にわたり安心・安全な水を安定供給するため、水道施設の計画的な更新・維持管理を図る。

さらに、水の効率的かつ有効的な利用を図るため、地下水の適正利用、雨水や再生水の利用、節水意識の普及啓発などと一体となった総合的な対策を推進し、健全な水循環を維持・回復する。

#### エ 農地・森林の有する多面的機能の向上

農地は、保水や遊水機能など農林業・農山村の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、周辺の土地利用との総合的な調整を図りながら保全を図る。都市近郊としての条件を生かした多彩な農業を展開し、計画的な土地利用により優良農地の確保を図るとともに、農業基盤整備を計画的に実施し、農地の高度利用などを促進する。

さらに、新規就農者への支援強化や次代を担う就農者の確保・育成を図るとともに、農業参入を希望する企業への支援を実施する。

森林の山地災害防止や土壤保全、水源涵養、生物多様性の保全など多面的機能を発揮させるため、間伐などの森林の整備、伐採後の再造林を進め、森林の適切な維持管理を図る。また、山地に起因する土砂災害などから生命や財産を保全し、安心・安全な生活環境を確保するため、治山施設の整備や保安林の適切な管理や整備を行う。

さらに、健全な森林を次世代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る機運を醸成し、県民参加による森づくりを推進する。

また、山地災害発生の可能性が高い地区の把握に努め、流域の関係機関との連携や地域における避難体制を整備する。

なお、岩石などの採取に当たっては、安全、環境、景観及び経済社会活動などに配慮しつつ適切な管理を図る。

### (3) 人と自然が調和し、持続可能な県土利用の促進

#### ア 持続可能なまちづくりの推進

超少子高齢社会の到来を見据え、市町村や民間企業などと連携し、コンパクト、スマート、レジリエントの3つの要素を兼ね備えた、持続可能なまちづくりを推進する。

また、地域の暮らしや社会、教育や研究開発、産業や経済をデジタル技術の活用により変革し、都市の利便性と地方の魅力や豊かさを融合したデジタル田園都市の考えを取り入れたまちづくりを促進する。

#### イ みどりの保全・創出と川との共生

##### (ア) みどりの保全・創出

「彩の国みどりの基金」や「さいたま緑のトラスト基金」を活用した森林の再生や身近な緑の保全創出を図る。

また、うるおいと安らぎのある空間や良好な景観の形成のため、市町村や事業者が実施する地域在来の植物を用いた建物の緑化及び園庭などのビオトープづくりに対する助成などにより、都市における身近な緑を創出するとともに、県民の環境意識の醸成を図る。環境教育・啓発を通じて子供たちの緑を守る意識を育み、緑の保全や管理を行う企業・団体を支援する。

##### (イ) 川との共生

グリーンインフラ及びその活用・展開の場でもある豊かで清らかな川を本県の大切な財産として未来に残すため、川との共生に取り組む。川の国応援団をはじめ、県民・団体・企業の連携のもとで持続して活動が行われるように県が支援する「SAITAMAリバーサポーターズ」の取組を推進し、地域による持続的かつ自立的な改善行動や維持管理活動につなげる。

また、民間事業者などのアイデアやノウハウを基に、河川や調節池において水辺空間を利用したカフェやイベントスペースなどを創出

する。

#### ウ 人と自然が調和する持続可能な県土利用

##### (ア) 多様な自然環境の保全

高い価値を有する原生的な自然や希少な野生生物が生息・生育する区域などについては、自然公園や自然環境保全地域の適正管理などにより保全を図る。

また、里山は、適切な農林業活動や民間などによる保全活動の促進、必要な施設の整備などを通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図る。

いずれの地域においても、生物多様性を確保する観点から、森林、農地、都市内緑地、水辺、河川などをつなぐ生態系ネットワークの形成を推進するとともに、国、市町村などの様々な計画を段階的・有機的に連携させる。

また、生態系の変化を的確に把握するためのモニタリングや、県民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進する。野生鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵などの整備や鳥獣の保護・管理を行う人材育成、野生鳥獣を誘引しない環境づくりなどを行う。

さらに、自然の特性に応じた自然とのふれあいの場の確保とエコツーリズムを推進する。

##### (イ) 生活環境の保全

県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、騒音、悪臭などに対して引き続き周辺対策を進める。また、用途の混在による生活環境の悪化を防止するため、住居系、商業系、工業系などの用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進める。

##### (ウ) 水質・土壤環境対策

良好な水質や土壤環境を確保するため、水環境への負荷を低減し、健全な水循環系を構築する。

このため、農地や森林の適切な維持管理、既存住宅への雨水貯留浸透施設の整備など雨水の地下浸透、河川や湖沼の水辺保全による自

然浄化能力の維持及び回復、土壌汚染の防止による地下水及び地下水脈の保全などを促進する。

公共用水域の水質については、下水道、農業集落排水などの生活排水処理施設の整備や合併処理浄化槽への転換、生物の生息・生育に配慮した護岸整備や河川の適正な流量の確保により、一層の改善を図る。

また、土壌汚染の適切な調査や対策を推進し、被害の防止に努める。

#### (イ) 循環型社会の形成

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を一層促進し、持続可能な資源利用を推進する。また、不法投棄の未然防止、早期発見、早期対応を徹底する。

#### (オ) カーボンニュートラルの実現

地球温暖化対策を加速し、カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大に努めるとともに、再生可能エネルギー施設について、適正かつ適切に設置・管理を実施していく。

家庭部門では、環境負荷の低減に資する長期優良住宅や省エネ住宅などの普及、太陽光発電設備や蓄電池、家庭用燃料電池など再エネ・省エネ設備の導入を促進する。

産業・業務部門では、事業所ごとに二酸化炭素削減目標を設定し達成を求める目標設定型排出量取引制度を推進する。さらに、建築物環境配慮制度の運用などにより建築物の温室効果ガス排出を抑制し、太陽光・バイオマスなど再生可能エネルギー設備やコーチェネレーションシステムの導入を促進する。県有施設においては、省エネルギー化など温室効果ガス排出削減対策を率先的に実施する。

運輸部門では、公共交通機関の整備や円滑な交通体系の構築などによる低炭素型物流体系の形成、EV・PHVなど電動車の普及を促進する。

都市部においては、緑を適切に保全・整備するとともに、緑地や水面などの効率的な配置によるヒートアイランド対策に取り組むほか、農山村・里山ではバイオマスを積極的に利活用し、環境負荷の少ない土地利用を図る。森林においては、森林整備などの二酸化炭素吸収

活動によるカーボンクレジットの創出につなげることで、更なる森林整備を促進する。

(カ) 環境影響評価等の推進

良好な環境を確保するため、環境に影響を及ぼすおそれのある開発については、環境影響評価制度の適切な運用を図る。

また、事業特性を踏まえつつ公共事業などの位置や規模などの検討段階において、環境的側面の検討を行うことなどにより適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。

(キ) 人口減少下における県土管理

人口減少下では、県全域の土地について同一の管理水準を維持していくことは困難であり、特に中山間地域では優先的に維持したい土地を明確化し、管理方法の転換や管理の縮小などを検討・計画して、地域の実情に応じた維持管理を行う。

## 2 計画の効果的な推進と進行管理

(1) 国、市町村との連携・協働

適切な県土利用を進め、本計画の実効性を高めるため、土地利用の影響の広域性を踏まえ、国や市町村など、関係機関相互の連携を図り、土地利用調整を行う。

また、市町村計画の策定を支援するとともに、県土を対象とした個別規制法に基づく各種県計画、市町村構想など、土地利用に関する計画に本計画の趣旨を反映させる。

さらに、本計画の推進に当たり、法律や国の制度改正が必要不可欠な場合には、国に対して提案又は要望などを行っていく。

(2) 県土に関する調査の推進及び成果の普及

客観的なデータなどのファクト（事実）の積み重ねにより県土の状況を総合的に把握・分析するため、国土調査や地価調査などの基礎的な調査を推進し、その総合的な活用を図る。

また、土地利用の動向や本計画の進捗などについて、地理情報システム（G I S）などデジタル技術の活用を進め、県民に分かりやすく情

報を提供する。

### (3) 計画の総合的な点検

「日本一暮らしやすい埼玉」を実現するため、各種施策の進捗状況や上記調査結果などを踏まえ本計画の検証を行う。なお、検証に当たっては、各種指標などを活用し、埼玉県国土利用計画審議会で総合的な点検及び評価を行い、施策への反映を進めていく。

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

#### 一 名称

特定非営利活動法人彩の子ネットワーク

#### 二 代表者の氏名

関 昌美

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市本町二丁目十三番地八号根貝戸団地一階

#### 四 更新後の認定の有効期間

令和五年十一月十三日から令和十年十一月十二日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百五十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

#### 一 名称

特定非営利活動法人ふじみの国際交流センター

#### 二 代表者の氏名

室井 伸幸

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市上福岡五丁目四番二十五号

#### 四 更新後の認定の有効期間

令和五年十二月二十七日から令和十年十二月二十六日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百五十四号

久喜市から久喜都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの  
で、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同  
法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお  
いて縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ベルク白岡上野田店

埼玉県白岡市上野田字南下原千三百五十九番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社アイサワ興産 代表取締役 逢澤寛人

東京都港区南青山五丁目九番十二号一六百三

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年五月二十一日

二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千七百三十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 国面省略 収容台数 一二〇台

駐輪場の位置及び収容台数  
荷さばき施設の位置及び面積

位置 国面省略 面積 八四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 国面省略 容量 一六立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前零時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和五年十月十一日

二 縦覧期間

令和五年十月二十七日から令和六年二月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月二十七日から令和六年二月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百五十六号

令和五年埼玉県告示第千七十号（大規模小売店舗の新設に関する公示）は、取り消す。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

東鷲宮ショッピングセンター

埼玉県久喜市桜田三丁目二番一、二番四

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

カタクホールディングス 代表取締役 山田泰司

千葉県香取郡多古町十余三三百四十八番地二

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となる日

令和四年四月十日

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー久喜桜田店

埼玉県久喜市桜田三丁目二番一

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年六月十三日

二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千二百三十一平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 国面省略 収容台数 一五七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 国面省略 収容台数 一二一台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 国面省略 面積 一九一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 国面省略 容量 一一六立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時四十五分まで

来客が駐車場を利用することができます時間帯

午前七時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和五年十月十二日

二 縦覧期間

令和五年十月二十七日から令和六年二月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月二十七日から令和六年二月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパー オザム草加両新田店

埼玉県草加市両新田西町四百四十一番一

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）三菱HCキャピタルプロパティ株式会社 代表取締役 西喜多浩  
東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

（変更後）三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 代表取締役 西喜多浩

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

#### ハ 変更年月日

令和五年十月一日

#### 二 届出年月日

令和五年十月十一日

#### 三 縦覧期間

令和五年十月二十七日から令和六年二月二十七日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和五年十月二十七日から令和六年二月二十七日まで

口

意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンターセキチュー上尾店

埼玉県上尾市須ヶ谷一丁目二百四十番外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前) ホームマートセキチュー上尾店

埼玉県上尾市須ヶ谷一丁目二百四十番外

(変更後) ホームセンターセキチュー上尾店

埼玉県上尾市須ヶ谷一丁目二百四十番外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては  
代表者の氏名

(変更前) ハニーファイバー株式会社 代表取締役 原田浩太郎

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目二番二号

(変更後) ハニーファイバー株式会社 代表取締役 原田浩太郎

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目二番二号 外 計二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社セキチュー 代表取締役 関口忠弘

群馬県高崎市倉賀野町四千五百三十一番地一

(変更後) 株式会社セキチュー 代表取締役 関口忠弘

群馬県高崎市倉賀野町四千五百三十一番地一 外 計三者

#### ハ 変更年月日

令和六年六月十三日

#### 二 届出年月日

令和五年十月十二日

#### 二 縦覧期間

令和五年十月二十七日から令和六年二月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月二十七日から令和六年二月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンターセキチュ一上尾店

埼玉県上尾市須ヶ谷一丁目二百四十番外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）一万四千二平方メートル

（変更後）一万五千五百六十七平方メートル

#### 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）駐車場① 位置	図面省略	収容台数	百二十八台
駐車場② 位置	図面省略	収容台数	三百二十四台
（変更後）駐車場① 位置	図面省略	収容台数	九十八台
駐車場② 位置	図面省略	収容台数	四十台
駐車場③ 位置	図面省略	収容台数	百三十五台
駐車場④ 位置	図面省略	収容台数	二百八十台

#### 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五十四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 百三十六台

#### 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 一八〇平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一四四平方メートル

#### 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 八八立法メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 八七立法メートル

#### 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前六時三十分から午後九時四十五分まで

（変更後）午前六時三十分から午後九時四十五分まで 外

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前六時から午後九時三十分まで

(変更後) 午前六時から午後十時まで 外

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 二か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前六時から午後十時まで

(変更後) 午前六時から午後十時まで 外

ハ 変更年月日

令和六年六月十三日

二 届出年月日

令和五年十月十二日

二 縦覧期間

令和五年十月二十七日から令和六年二月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月二十七日から令和六年二月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス野火止店

埼玉県新座市野火止七丁目三千二百六十三番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

#### (1) 交通問題

ア 工事中においては、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、交通安全に万全を期してください。登下校時における工事関係車両の進入を自粛、及び児童生徒が安全に通行できるための交通誘導員を配置することとし、交通事故等が生じないよう万全を期してください。

イ 当該店舗営業開始後も児童及び生徒が安全に通行できるよう、荷さばき施設、駐車場及び自転車等駐輪場の出入口等に、適切な交通誘導員の配置や利用者に注意喚起等を実施して、交通事故等が生じないよう万全を期してください。

ウ 荷さばき搬出入計画において、朝の通学時間帯（七時三十分より八時三十分）について搬入を自粛するとありますが、行事等により、通学時間帯が変更する可能性がありますので、御注意ください。また、下校時間帯が曜日や学年、部活動の活動状況により異なるため、該当校（大和田小・第二中）と協議の上、交通事故等が生じないよう万全を期してください。

エ 本市の基準では、店舗面積三十平方メートルごとに一台以上の駐車場施設が必要です。また、店舗面積十平方メートルごとに一台以上の自転車置場が必要です。必要台数を満たさない場合は、算出根拠を明示してください。また、各駐車場駐車スペースが確認できるように路面上に標示してください。

オ 出入口一の前には、保育園の出入口があるため、出入口の変更をするなど、事故が起きないよう出入りする自転車、自動車に対する安全対策を十

分に図つてください。

力 車両の出入口に対する安全対策として、商業施設への車両の出入口を限定するとともに、見通しを確保してください。また、車両の出入りに伴う出入口の事故防止のため、敷地に一時停止を促す標示若しくは看板等を設置してください。その他の境界は車両の出入りを禁止するため、ガードパープ等を設置してください。

キ 通勤・通学時間帯の工事車両の出入りは自粛し、工事中において工事関係者の駐車場を確保し、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、車両誘導員を配置し交通安全に万全を期してください。開業後においては交通事故・交通渋滞等が生じないよう必要に応じて交通誘導員を設置するなど、交通安全に万全を期するとともに、周辺に路上駐車・駐輪することのないよう利用者及び従業員に周知徹底をお願いします。

ク 交通規制標識等の移設が生じる場合は、新座警察署交通課交通規制係と協議を行ってください。

ケ 交通事故・交通渋滞が生じないようにしてください。

コ 事前の交通協議の内容等を踏まえ、交通安全上必要となる対策を行ってください。

## (2) まちづくりへの協力

新座市小売事業者等による地域の活性化に関する条例（平成十九年九月二十八日条例第二十七号）第四条に規定される小売事業者等の責務について、配慮してください。

## 二 縦覧期間

令和五年十月二十七日から令和五年十一月二十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十七項の規定により、  
荒川中部土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届  
出があつた。

令和五年十月二十七日

職名	氏名	住所	埼玉県知事 大野元裕
監事	笠原國行	埼玉県深谷市黒田六百六十六番地	

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百六十四号

平成二十年埼玉県告示第千六百三十四号で公示した公共測量は、令和五年八月三十一日終了した旨測量計画機関である川口市戸塚南部特定土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百六十五号

日高市から川越都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市  
計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十  
条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦  
覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百六十六号

日高市から川越都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第  
二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい  
て縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百六十七号

日高市から川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百六十八号

日高市から川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第  
二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい  
て縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百六十九号

所沢市から所沢都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第  
二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい  
て縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百七十号

所沢市から所沢都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都

市計画課において縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百七十一号

所沢市から所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第  
二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい  
て縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百七十二号

八潮市から草加都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第  
二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい  
て縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百七十三号

八潮市から草加都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第  
二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい  
て縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百七十四号

羽生市から羽生都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第  
二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい  
て縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

# 埼玉県告示第千二百七十五号

告

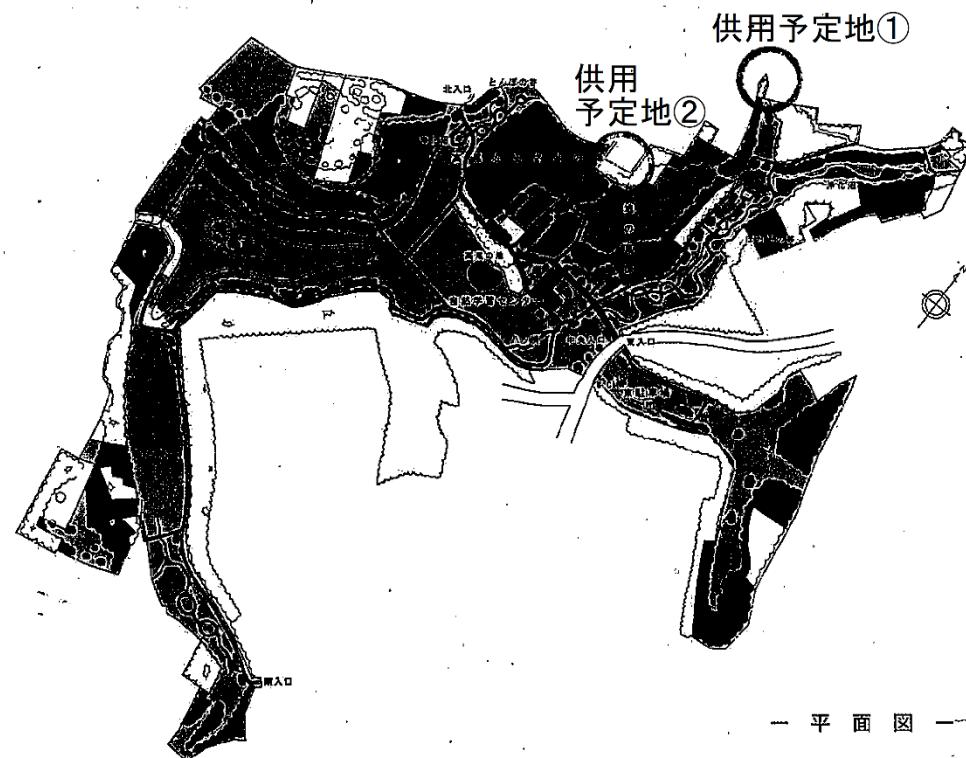
都市公園の区域を次のとおり変更する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

- 一　名称  
北本自然観察公園
- 二　位置  
埼玉県北本市荒井五丁目地内
- 三　変更に係る区域  
別図のとおり
- 四　変更に係る区域の供用開始の期日  
令和五年十一月一日

示



一平面図一

供用する区域の面積

0.195ha

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立日高特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年8月17日

4 落札者の氏名及び住所

イーグルバス株式会社 埼玉県川越市中原町2丁目8番地2

5 落札金額

614,350,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年7月4日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立川口特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年8月17日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社平成エンタープライズ 埼玉県志木市本町5丁目22番26号

5 落札金額

460,350,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年7月4日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立春日部特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年8月17日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社平成エンタープライズ 埼玉県志木市本町5丁目22番26号

5 落札金額

295,680,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年7月4日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立三郷特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年8月17日

4 落札者の氏名及び住所

武州交通興業株式会社 東京都国分寺市西恋ヶ窪1丁目45番地19

5 落札金額

455,400,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年7月4日

## 埼玉県告示第千二百八十九号

### 告 示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立上尾かしの木特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年8月17日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社平成エンタープライズ 埼玉県志木市本町5丁目22番26号

5 落札金額

554,400,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年7月4日

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 落合 誠

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新別
	狹山市大字笹井字西八木二八二 ○番一地先から同市大字笹井字 八木前二九二四番一地先まで	区間
一三・三七九 一四・七四	一三・三七九 一三・七三	敷地の幅員 (メートル)
	七一・一二	延長 (メートル)
	道路改良工事による。	備考

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 落合誠

- |         |       |
|---------|-------|
| 一 道路の種類 | 県道    |
| 二 路線名   | 東京所沢線 |
| 三 道路の区域 |       |

新	旧	旧 新別
所沢市大字久米字北久米二一七 一番八地先から同市大字久米字 北久米二一九二番九地先まで		区間
二四・八〇△ 四一・〇〇	二四・〇〇△ 三四・八〇	敷地の幅員 (メートル)
四八・四〇		延長 (メートル)
		備考

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 落合誠

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
東京所沢線	所沢市大字久米字北久米一一七一番 八地先から同市大字久米字北久米二 一九二番九地先まで	令和五年十月二十七日	
		令和五年十月二十七日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十五号で告示した道路予定区域の供用開始である。	
		延長 四八・四〇メートル	